

## 第3章

# 精神的自由

## 第1節 思想及び良心の自由

### 第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

### 1はじめに

日本では、明治憲法時代に内心の自由そのものが侵害される例が少なくなかつた。

そこで、日本国憲法は、精神的自由に関する規定の冒頭で、思想・良心の自由を特に保障している（19条）。思想・良心の自由とは、心の中の自由であり、人が心の中で何を考え、何を思うかについて他人から一切干渉を受けないことを保障する権利である。

### 2思想・良心の意義

「思想」と「良心」については、前者が内心の論理的側面に、後者が内心の倫理的側面に重きを置いたものとして一応区別することができるが、一般には、両者を厳密に区別する必要はないとされる。

### 3保障の態様

思想および良心は、それが人の心の中にとどまっている限り、絶対的に自由である（内心の自由の絶対性）。

もっとも、人の内面の精神的活動は、外部的行為と密接に不可分であるので、外部的行為の規制を通じた内心の自由に対する侵害が問題となりうる。

また、思想・良心の自由の保障は、思想・良心を告白するよう強制されない自由（沈黙の自由）の保障を含む。例えば、江戸時代にキリスト教信者を摘発するために行われた「踏み絵」のような行為は、思想・良心の告白を強制するものであり、憲法19条に違反する。

さらに、思想・良心の自由の保障は、自己の思想・良心に反する行為を公権力によって強制されない自由の保障をも含む。もっとも、人は社会生活中でさまざまな義務を負うが、自己の思想・良心に反することを理由に常に

義務を拒否できるとすれば、社会生活自体が成り立たないので、その保障に限界はある。

#### 4 思想・良心の自由に関する判例

##### (1) 謝罪広告の強制（謝罪広告事件／最大判昭 31.7.4）

###### 判例 謝罪広告事件（最大判昭 31.7.4）



衆議院議員総選挙の候補者Xは、候補者Yが自己の名誉を毀損したとして名誉回復のための謝罪文の放送および掲載を求める訴えを、徳島地方裁判所に提起した。これに対し、徳島地方裁判所は、「放送及び記事は真実に相違しており、貴下の名誉を傷つけ御迷惑をおかけしました」旨の謝罪広告をYの名で新聞紙上に掲載することを命じた。

**争点 謝罪広告を強制することは、良心の自由を保障する憲法 19 条に反しないか？**

裁判所が謝罪広告の掲載を命ずることは、単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものであれば、Yの有する倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求するものとは解せられないし、また、民法 723 条にいわゆる適当な処分というべきである。

##### (2) 内申書の記載内容と生徒の思想・良心の自由（麹町中学校内申書事件／最判昭 63.7.15）

###### 判例 麹町中学校内申書事件（最判昭 63.7.15）



中学生Xは、在学中に「麹町中全共闘」を名乗り、文化祭でビラを配ったり、大学生ML派の集会に参加したりした。中学校側がこのことを内申書に記載したため、Xは、受験したすべての入試に不合格になった。そこで、Xは、不合格の原因が内申書の記載にあるとして、国家賠償法に基づく損害賠償請求を提起した。

**争点 内申書に「ML派の集会に参加している」などと記載することは、憲法 19 条に反しないか？**

内申書に在学中の行動が記載されたとしても、それらは、思想・信条そのものを記載したものではないことは明らかであり、その記載に係る外部的行為においてはXの思想、信条を了知し得るものでもないし、また、Xの思想、信条自体を高等学校の入学者選抜の資料に供したものとは到底解することができない。したがって、憲法 19 条に反しない。